

## 愛媛県資源循環優良モデル認定制度実施要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、他の模範となるリサイクル製品並びに廃棄物等の3R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））の推進等に積極的に取り組んでいる企業及び店舗等を募集し、優れた取組を優良モデルとして認定して、その存在を広く県民に周知することにより、他の事業者等への波及を図り、もって循環型社会の構築の推進に資することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) リサイクル製品 循環資源を再使用し、又は再生利用して製造加工された製品をいう。
- (2) 循環型事業所 廃棄物の3Rに積極的に取り組んでいる企業等をいう。
- (3) エコショップ 廃棄物の発生抑制、リサイクル製品の需要拡大等に積極的に取り組んでいる店舗又は地産地消の推進や環境に配慮した活動等により地域における循環型社会の形成に貢献している店舗をいう。

### (認定等)

- 第3条** 知事は、県内の企業等がかかわって製造加工しているリサイクル製品のうち、廃棄物等の減量化や資源の有効活用に資するなど、他の模範となるものを、「優良リサイクル製品」として認定する。
- 2 知事は、県内に本社又は事業所を置く循環型事業所のうち、廃棄物の3Rや環境に配慮した取組を積極的に推進するなど、他の模範となるものを、「優良循環型事業所」として認定する。
  - 3 知事は、県内のエコショップのうち、リサイクル製品等の需要拡大や消費者等への3Rに関する情報提供又は地産地消の推進や地域内循環システムの構築等に積極的に取り組むなど、他の模範となるものを、「優良エコショップ」として認定する。
  - 4 前3項の規定による認定（「以下「優良モデル認定」という。」）を受けようとする事業者は、認定申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。
  - 5 知事は、優良モデル認定をしたときは、認定証を交付する。

### (認定審査会)

**第4条** 優良モデル認定は、別に定めるところにより設置する愛媛県資源循環優良モデル認定審査会の審査を経た上で行うものとする。

### (有効期間)

**第5条** 優良モデル認定の有効期間は、認定の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

### (再認定)

**第6条** 優良モデル認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、前条の有効期間の終了後も優良モデル認定の継続を希望するときは、別に定めるところにより、有効期間が終了する前に再認定の申請をすることができる。

### (変更の届出)

**第7条** 認定事業者は、優良モデル認定を受けたリサイクル製品、循環型事業所及びエコショップの認定事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、認定事項変更届（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(優良モデル認定の取消し)

**第8条** 知事は、次のいずれかに該当するときは、優良モデル認定を取り消すことがある。

- (1) 優良モデル認定を行ったリサイクル製品の製造加工が中止され、又は休止され、再開の見込みのないとき。
  - (2) 優良モデル認定を行った循環型事業所の3R活動の取組が中止され、又は休止され、再開の見込みのないとき。
  - (3) 優良モデル認定を行ったエコショップの3R活動や地産地消の推進等への取組が中止され、又は休止され、再開の見込みのないとき。
  - (4) 認定事業者が前条の規定による届出をしなかったとき。
  - (5) 認定事業者が虚偽の申請その他不正の手段により優良モデル認定を受けたと認められるとき。
  - (6) その他法令違反等により知事が特に優良モデル認定を取り消すことが必要と認めたとき。
- 2 前項の規定による優良モデル認定の取消しによる損失は、認定事業者が負担するものとする。

(シンボルマークの使用)

**第9条** 認定事業者は、別に定めるところにより、この要綱による優良モデル認定制度のシンボルマークを使用することができる。

(報告)

**第10条** 知事は、必要に応じて、認定事業者から優良モデル認定を行ったリサイクル製品、循環型事業所及びエコショップの取組状況等について報告を求めることがある。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、優良モデル認定に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成21年4月21日から施行する。

この要綱は、平成25年4月12日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

様式第1号（その1）優良リサイクル製品用

## 愛媛県資源循環優良モデル認定申請書

年 月 日

愛媛県知事 中村時広 様

住 所

事業所名（企業名）

代表者氏名

印

連絡先（担当者）；

電話番号 \_\_\_\_\_（ ）\_\_\_\_\_

メールアドレス\_\_\_\_\_

愛媛県資源循環優良モデル認定制度実施要綱第3条第4項の規定により、次のとおり優良リサイクル製品として認定されるよう申請します。

項 目	内 容	備 考
ふ り が な 製 品 名		カタログ(写真)
製品の製造(加工)場所 (事業所所在地)		
製造(販売)開始年月日		
製品のアピール内容 ・ 先駆性 ・ 技術力 ・ 独創性 ・ アイデア等		
製品の原材料 (主な調達先・調達方法)		材料を示す資料

製造工程(フロー)		
製品の仕様・規格 販売価格等		
年間販売実績 (主な販売先)		年別の売上推移等が わかるもの (過去2年程度)
製品の安全性 (環境への配慮など)		安全性や品質を証明 する資料の写し (※1)
関係法令等の適合状況 (環境関連法など)		法令に基づく許可証 等の写し (※2)
製品の課題と今後の展望		
その他特記事項		

(注) 参考となる資料(備考欄に示した資料など)を添付すること(上記の欄に記載できない場合は、別紙に記入すること。)

※1 ; 土木+資材系リサイクル製品は「土壌汚染に係る環境基準」の分析結果等

環境ISOやJIS等の認定や特許等を取得しているものは、これらを示す資料を添付

※2 ; 廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業の許可証の写しや肥料取締法に基づく届出書の写しなど

## 愛媛県資源循環優良モデル認定申請書

年 月 日

愛媛県知事 中村時広 様

住 所

事業所名(企業名)

代表者氏名

印

連絡先(担当者) ;

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

愛媛県資源循環優良モデル認定制度実施要綱第3条第4項の規定により、次のとおり優良循環型事業所として認定されるよう申請します。

項 目	内 容	備 考
認定を受けようとする 事業所の名称 (事業所の所在地)		会社(団体)又は事業 所のカタログ等
3Rに係る取組内容 (環境への配慮事項等) 〔 ・先駆性 ・独創性 ・アイデア等 〕		
環境法令等の遵守状況 ・取得した認証制度等 (ISO14001 など)		法令(廃棄物処理法 等)に基づく許可証 の写し 認証(ISO14001 等) の写し
今後の課題や展望		

(注) 参考となる資料(備考欄に示した資料など)を添付すること(上記の欄に記載できない場合は、別紙に記入すること。)

## 愛媛県資源循環優良モデル認定申請書

年 月 日

愛媛県知事 中村時広 様

住 所

事業所名(企業名)

代表者氏名

印

連絡先(担当者) ;

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

愛媛県資源循環優良モデル認定制度実施要綱第3条第4項の規定に基づき、次のとおり優良エコショップとして認定されるよう申請します。

項 目	内 容	備 考
認定を受けようとする 店舗の名称 (店舗の所在地)		会社(団体)又は店舗 のカタログ等
3Rに係る取組内容 (環境への配慮事項等) 〔 ・先駆性 ・独創性 ・アイデア等 〕		
環境法令等の遵守状況 ・取得した認証制度等 (ISO14001 など)		法令(廃棄物処理法 等)に基づく許可証 の写し 認証(ISO14001 等)の 写し
今後の課題や展望		

(注) 参考となる資料(備考欄に示した資料など)を添付すること(上記の欄に記載できない場合は、別紙に記入すること。)

愛媛県資源循環優良モデル認定事項変更届

年 月 日

愛媛県知事 中村時広 様

住 所

事業所名 (企業名)

代表者氏名

印

連絡先 (担当者) ;

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

愛媛県資源循環優良モデル認定制度実施要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

認定モデルの名称 (製品・事業所・店舗名)		
変 更 内 容	変更前	
	変更後	
備 考		

(注) 参考となる資料 (変更内容がわかる資料・写真など) を添付すること (上記の欄に記載できない場合は、別紙に記入すること。)